

SACLA 成果専有利用同意書

共用BL課題
成果専有利用

公益財団法人 高輝度光科学研究センター
理事長 土肥 義治 殿

1. 申請番号・申請課題種

成果専有一般課題 成果専有時期指定課題

2. ビームライン番号

--

3. 公表用実験課題名

--

4. 実験責任者：氏名、所属

--

下記同意事項に従い、上記実験責任者が行う成果専有利用に係るビーム使用料の支払いに同意します。

機関名 _____

職 名 _____

氏 名 _____ 印

平成 年 月 日

同意事項

- 公益財団法人高輝度光科学研究センター(以下「甲」という。)は、上記機関(以下「乙」という。)が指定する実験責任者が上記実験課題を行った場合、乙に対しビーム使用料を請求するものとし、乙は60日以内に請求された金額を甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振り込み手数料は乙の負担とする。
- ビーム使用料は、(1)成果専有一般課題利用2時間につき1,098,000円、1時間あたり549,000円、(2)成果専有時期指定課題利用2時間につき1,647,000円、1時間あたり823,500円とする。
- 乙が利用時間の変更(減少)を希望する場合、利用予定日の1ヶ月前までに、甲に書面にて通知し、了解を得るものとする。
- 施設の装置の故障等、乙の責任によらない原因により、乙の利用予定時間が減少した場合、又はSACLAを利用できなかった場合、利用時間について、甲乙協議の上、ビーム使用料を確定する。利用時間の減少等に伴って損害が生じた場合、乙は甲に対してその賠償請求は行わない。また、乙は甲に対して減少した利用時間の補填を請求しない。
- 実験課題により得られた成果は、乙に帰属する。
- 甲は、乙から提出された申請書類の取扱い及び保管を厳格に行い、利用申請の内容に係わる秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩しない。乙の持ち込み試料及び測定並びに測定結果の管理責任は乙が持ち、甲は乙の要請に基づき必要な協力を行うものとする。甲は事前に乙と合意した事項以外は公表しない。この秘密保持の期間は、乙が同意した日から3年間とする。